

1 入居資格審査必要書類

※各種公的証明書類は、資格審査日を基準とした3カ月以内に発行されたものが有効です。

(1) 世帯全員の方に必ず提出していただく書類(①～④のすべて)

書類の種類	書類の内容		発行機関	チェック
① 住民票	世帯全員で、続柄の記載があるもの ※国籍や在留期間は省略していないもの ※マイナンバーが記載されていないもの		市役所等	☐
② 住宅の証明書	☆アパート（民営借家など）に住んでいる方 賃貸契約書の写し全ページ（審査時点で契約期間内のもの） ※社宅等で賃貸契約書がない場合は、貸主との貸借を証明する書類等を提出してください ※申込者名義の契約でない場合は無資産証明書も合わせて提出してください		本人又は市役所等	☐
	★親族等の家に住んでいる方 所有権の記載のある家屋の固定資産評価証明書 ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの			
③ 所得の証明書	総収入額が記載された市区町村が発行した課税証明書、又は非課税証明書 ※入居を予定している全員分（申込時点で中学生以下の方は不要）		市役所等	☐
	課税されている方	令和7年度課税証明書		
	課税されていない方	令和7年度非課税証明書		
④ 市税を滞納していないことの証明書	納税証明書又は課税証明書 ※入居を予定している全員分 ※分納中など滞っている税金がある場合は入居が認められません		市役所等	☐
	課税されている方	令和6年度 納税証明書		
	課税されていない方	令和6年度 非課税証明書		

(2) 該当する方のみに提出していただく書類

書類の種類	書類の内容	発行機関	チェック
母子（父子）世帯	戸籍謄本※親子別戸籍の場合は双方のものが必要	市役所等	☐
ひとり親（寡婦） 控除に該当する方	戸籍謄本※配偶者の死亡等が確認できるもの		☐
事実上婚姻が 解消した世帯	① 戸籍謄本(親子別戸籍の場合は双方のもの) ② 次のいずれかのもの ア 双方の住民票(申込締切日時点で1年以上別居 していることが確認できるもの) イ 事件係属証明書 (家庭裁判所に離婚調停を申し立てている証明書)	市役所 裁判所 等	☐
	[外国籍で戸籍謄本が取れない場合] 独身証明書(婚姻要件具備証明書等)、配偶者の死亡、離 婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳	大使館 等	
事実婚の関係に 該当する世帯	次のア①～③全て、又はイ①～②全ての書類 ア ①双方の戸籍謄本②世帯全員の続柄記載のある 住民票(申込締切日時点で1年以上の同居が確認できるもの) ③ 内縁関係申立書 (P28)	市役所 等及び 本人	☐
	イ ①パートナーシップ制度導入市町村の発行する受理証 ②内縁関係申立書 (P28)		
障がい等のある方	障がい者手帳の写し、障がい者保健福祉手帳の写し、 療育手帳の写し	本人	☐
原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳の写し	本人	☐
生活保護を受給 している方	生活保護受給証明書※受給者証ではありません	市役所 等	☐
特定中国残留邦人 等で支援給付を受 給されている方	支援給付受給証明書	厚生労 働省	☐
令和7年1月2日 以降に現在の職場に 就職した方	給与支払証明書 (P25, 26) ※現在の勤務先で記入	勤務先	☐
令和7年1月2日 以降に自営業を 開業・廃業した方	① 税務署長に提出した開業届の控 ② 収支明細書 (P27) ※廃業した場合は税務署長に提出した廃業届の控	税務署 又は本 人	☐
令和7年1月2日以降 に退職し無職の方	次のいずれかの書類 ア①雇用保険受給資格者証の写し イ①退職証明書 (P28) ※勤務先代表者が証明したもの	ハローワ ーク等	☐

書類の種類	書類の内容	発行機関	チェック
日本国籍のない方	① 世帯全員分の次のいずれかのもの ア 在留カードの表裏の写し イ 特別永住者証明書（カード）の表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は外国人登録証明書（カード）表裏の写し	本人及び市役所等	☐
現在婚約中の方	婚約の証明書（P29） ※「(1)世帯全員の方に必ず提出していただく書類」に記載されている書類は、両者のものが必要となります。 ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類（婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか）を提出することが条件となります。	本人及び市役所等	☐
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 ※ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの	厚生労働省又は療養所	☐
DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ア 女性相談支援センター長、配偶者暴力相談支援センター長、母子生活支援施設長、市町村等による証明書（一時保護又は入所の証明） イ 女性相談支援センター長、配偶者暴力相談支援センター長、福祉事務所、市町村、その他団体による証明書 ウ 裁判所が決定した保護決定書の写し	各関係機関	☐
単身で申込み方	① 戸籍謄本 ※配偶者の有無が確認できるもの ② 単身入居資格認定のための申立書（P23～24）	市役所等	☐
車イス住宅に申込み方	車イス使用申立書（P28）	本人	☐
通算2回落選世帯	今回の申込み日前2年間に於いて、当選とならなかった「抽せん結果通知書」はがき2枚（提出ない場合は失格） ※一般住宅に申込みされる方のみ該当します。	本人	☐
災害により住宅が滅失した世帯	市が発行する住宅の滅失を証明する書類（罹災証明書）	市役所等	☐

【注意】 ●申込み世帯の状況によっては、これら以外の書類の提出を求めることがあります。

●資格審査当日は、不足書類があると審査することができません。再度お越しいただくこととなりますので、不足書類のないようご注意ください。